

仕 様 書

1 業務名

令和8年度尾張旭市障がい者基幹相談支援センター運営業務委託

2 業務の目的

障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障害者等に対する専門的な相談支援、地域移行・地域定着の促進、及び権利擁護・虐待防止業務を総合的に実施する。これにより、地域における相談支援体制の中核的役割を担い、障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

3 対象者

業務の対象者は、障害者基本法第2条第1号の規定に該当する障がい者であり、原則、本市内に居住し、尾張旭市障がい者基幹相談支援センターの利用が必要なものとする。

4 業務の実施場所

施設名 尾張旭市役所

所在地 尾張旭市東大道町原田2600番地1

5 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

6 業務の内容

センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 身体障害、知的障害及び精神障害等への総合相談（総合相談）
- (2) 地域の相談支援事業所等の困難事例への支援（専門相談）
- (3) 福祉サービス利用に関する支援（サービス等利用計画作成等）
- (4) 人材育成（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）の支援（相談支援体制の強化機能）
- (5) 成年後見制度利用に関する支援（権利擁護）
- (6) 障がい者の虐待防止に関する相談支援（虐待防止）
- (7) 障がい者の差別解消に関する相談支援（差別解消）
- (8) 尾張旭市地域自立支援連携会議（自立支援協議会）の運営及び関係機関とのネットワーク向上等を図る事業（自立支援協議会の事務局機能）
- (9) 地域移行・地域定着支援の促進に関する業務及び地域生活支援拠点の機能強化の促進等に関する事業

7 業務の実施体制

(1) 業務従事者

業務従事者は6名以上とし、うち5名は常勤の相談員を配置すること。

(2) 従事者の資格等

ア 相談員については、社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員・保健師いずれかの資格及び障がい者もしくは障がい児支援の実務経験を有すること又はホームヘルパー 2 級の資格及び障がい者もしくは障がい児支援の実務経験 4 年以上を有すること。

イ 相談員の内 1 名は相談支援専門員の資格及び障がい者もしくは障がい児の相談支援の実務経験を有すること。

ウ 業務に関連する研修等を毎年 1 回以上受講し、資質向上に努めること。

エ その他、市長が事業従事者として適当と認めた者。

(3) 業務時間

月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(4) 窓口の開庁時間

市役所の開庁時間に準ずる。また、夜間・休日などの時間帯にも緊急時におけるサポート体制を確保すること。

8 事業の実施について

(1) 対象者の把握（登録）

ア 登録は、本事業の対象者となる障がい者（以下「本人」という。）が本事業において日常生活に必要な支援を適切に受けるために行うものであること。

イ 登録は、本人の申請に基づき行われることとなるが、当該実施施設等の利用または通所経験の有無に関係なく、行うことができること。

ウ 登録された本人の生活の状況等について、プライバシーを損なわない範囲で、速やかに家庭や職場の訪問、電話連絡等により、現況の把握を行い、台帳として整理すること。

(2) 登録された障がい者に対する支援業務

ア 本人に対する支援は、家庭等や職場の訪問及び電話等により随時行うものとするが、本人の就労の状況等にあわせて休日や夜間等の利用についても、柔軟な対応を行うこと。

イ 支援内容は、本人の障がいの状況、就労の状況、生活の状況等に応じて個別に定めるものであること。

ウ 実施施設は、本事業の積極的かつ効果的な推進に協力し、本人が実施施設の退所者以外の場合にあっては、関係機関から必要な協力を受け、登録者等が利用しやすく、効果的に必要な支援が受けられるよう配慮すること。

9 相談支援員の活動上の留意事項について

(1) 登録された本人に対する支援を総合的に行うため、実施施設の職員と協力のもとに業務を行うこと。

(2) 必要な支援が迅速かつ的確に受けられるよう、日頃から市内の関係機関、公共職業安定所、市町村及び関係社会福祉施設等との連携を密に行うこと。

(3) 登録された本人からの相談、支援の内容及びその他の活動について記録すること。

(4) 業務を行うに当たっては、実施施設の名称等を明記した身分を証する証票を携帯するものであること。

10 実績報告について

事業終了後、実績報告とともに完了届を提出すること。

11 委託料の請求について

委託料は、毎月の業務終了後、請求書に基づき、支払うものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議のうえ決定するものとする。